

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等について

1 背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、これまで介護保険法で定めていた指定介護予防支援事業者の指定に関する基準及び厚生労働省令で定めていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めることが義務付けられました。

このため、介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定により、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、必要な基準を定めようとするものです。

2 基準の概要

(1) 指定に関する基準

指定介護予防支援事業者は法人格を有する者としします。

(2) 人員に関する基準

事業所ごとに1人以上必要数の介護予防支援担当職員と常勤の管理者を配置し、担当職員には保健師、その他の介護予防支援に関する必要な知識を有する職員を充てます。

(3) 運営に関する基準

ア 内容及び手続の説明と同意

あらかじめ利用申込者又は家族に、運営規程の概要等サービス選択に係る重要事項を文書で説明し、同意を得て、提供を開始します。

イ 提供拒否の禁止

正当な理由なくサービス提供を拒んではならないものとしします。

(4) 介護予防支援のための効果的な支援の方法に関する基準

ア 利用者の介護予防支援に資するように行うとともに、医療サービスの連携に十分配慮して行います。

イ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現す

るために適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定します。

ウ 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

3 今後の対応

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定についての議案を平成27年第1回津市議会定例会に提出する予定です。

○介護保険法（抜粋）

（介護予防サービス計画費の支給）

第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

2～8 略

（特例介護予防サービス計画費の支給）

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

- 一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二・三 略

- 2 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- 二 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3～5 略

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二～九 略

3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 略

第百十五条の二十四 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4～6 略

○介護保険法施行規則（抜粋）

(法第百十五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の三十四の二 法第百十五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抜粋）

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第百十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条（第三十二条において準用する場合に限る。）及び第三条（第三十二条において準用する場合に限る。）の規定による基準
- 二 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項（第三十二条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十二条において準用する場合に限る。）、第二十二條（第三十二条において準用する場合に限る。）並びに第二十六条（第三十二条において準用する場合に限る。）の規定による基準
- 三 法第百十五条の二十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条及び第三条 の規定による基準
- 四 法第百十五条の二十四第二項 の規定により、同条第三項第二号 に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項 及び第二項 、第五条、第二十二條並びに第二十六条の規定による基準
- 五 法第五十九条第一項第一号又は第百十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十九条第二項第一号及び第二号並びに第百十五条

の二十四第三項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村
が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、
前各号に定める規定による基準以外のもの